

和光市長寿あんしんプラン (地域包括ケア計画)

第8期和光市介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画

ダイジェスト版

(写真・イラスト)

令和3年3月

和光市

1 計画策定の背景

- 介護保険制度は、平成12年に制度が創設され、サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢者の暮らしを支える制度として市民に定着しています。一方、そのための費用も増加しており、団塊の世代が75歳になる2025年を見据えて制度の持続可能性を確保することや高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる環境づくりが喫緊の課題となっています。
- 国では、平成26年に医療制度改革と一体的に介護保険制度改革を行った後、平成29年には、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療介護連携の推進等の制度の見直しを行っていますが、さらに令和2年、市町村の包括的支援体制構築（断らない相談支援、参加支援等）等を内容とする社会福祉基盤整備と介護保険制度の一体的見直しを行っています。
- 和光市では、地域ケア会議、統合型地域包括支援センターの運営、さらには介護予防と健康づくりとの一体的な事業にも積極的に取り組んできました。
- 本計画は、和光市におけるこうした様々な取組みを基礎としつつ、高齢者を取り巻く情勢の変化やそれらを踏まえた諸課題に対応するため、前期（第7期）計画を見直すものです。

2 基本目標・方針

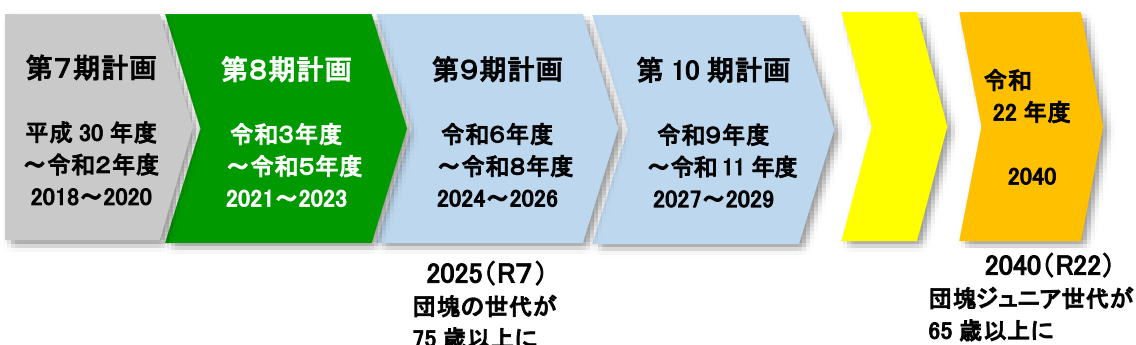
《 基本目標 》

地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現

《 基本方針 》

- ①2040年に向けて介護ニーズが急増することを見据え、元気高齢者を増やす介護予防拠点の充実及び介護予防・日常生活支援総合事業の効果を高める地域互助力の強化
- ②認知症高齢者の全ての状態に対応するサービス提供基盤の整備と介護者等（ケアラー）への支援の充実
- ③市民の生活の質（QOL）を高めるための介護予防と重度化防止の徹底及び全ての状態における疾病の重症化予防を含めた在宅医療・介護連携の強化
- ④地域共生社会の実現に向けた複合化・複雑化した生活課題解決のためのコミュニティケア会議や統合型地域包括支援センターによる包括的相談支援体制の強化
- ⑤若年層の職業体験等を通じた介護職に対する理解の促進・人材育成や潜在介護人材の活用による人材の確保及び介護職の待遇改善につながる取組みの強化

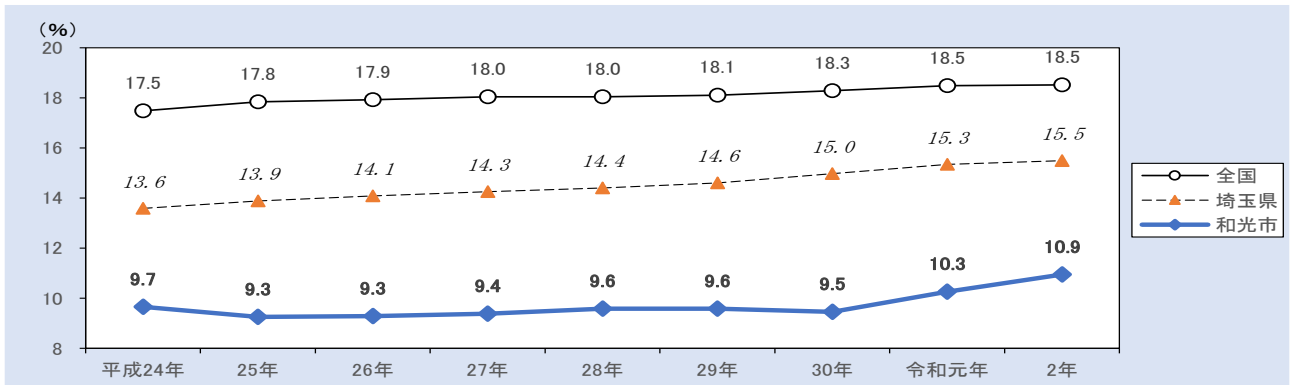
3 計画期間



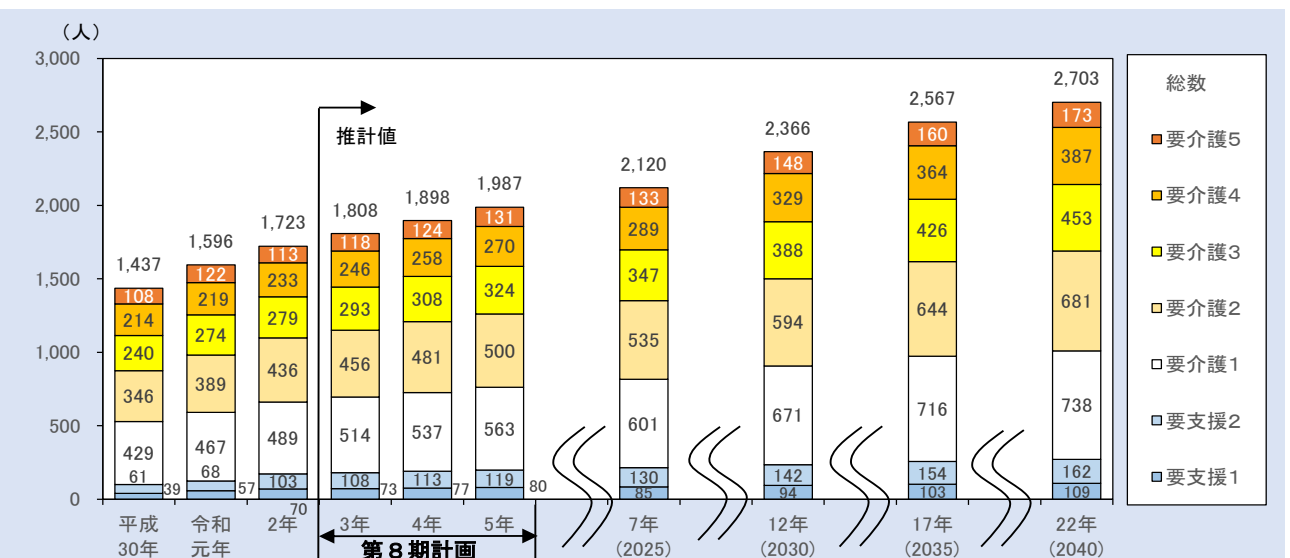
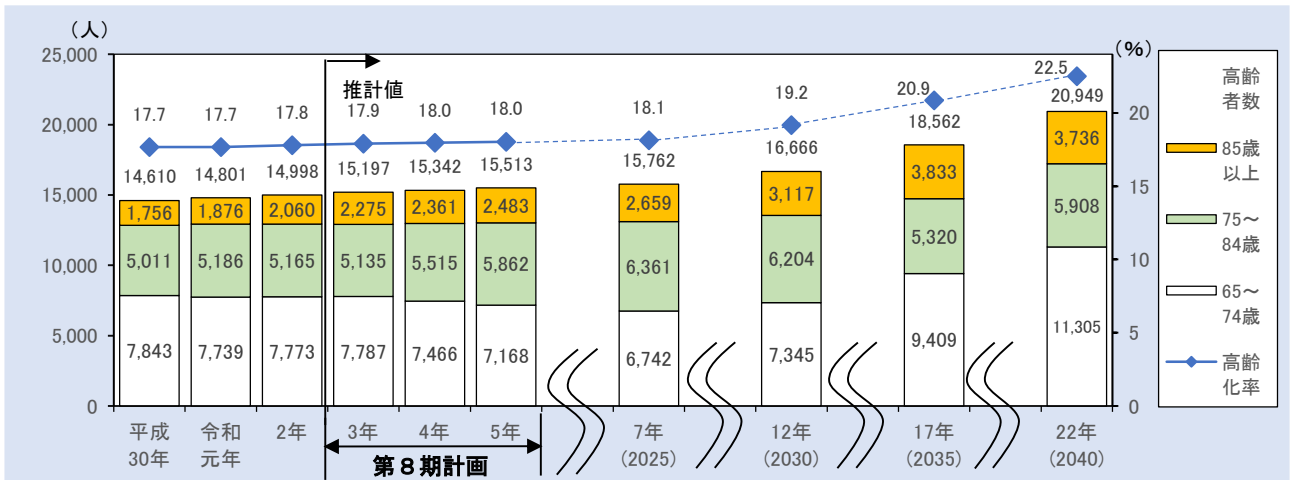
4 高齢者・要介護認定者数の動向

- 和光市では、全国に先駆けて介護予防を実施してきたことにより、第1号被保険者数における要介護（要支援）認定率は、低く安定したものとなっています。
- これは、高齢化の進展に伴い今後認定者数の増加傾向が続くものと予測される中でも介護予防と自立支援型マネジメントの推進により「元気高齢者」が増加することによって認定者数の増加が穏やかになるという効果を示すものといえます。
- これらをもとに、第8期計画期間の将来の認定者数を推計すると、令和5年度には1,987人となります。

■要介護（要支援）認定率の推移



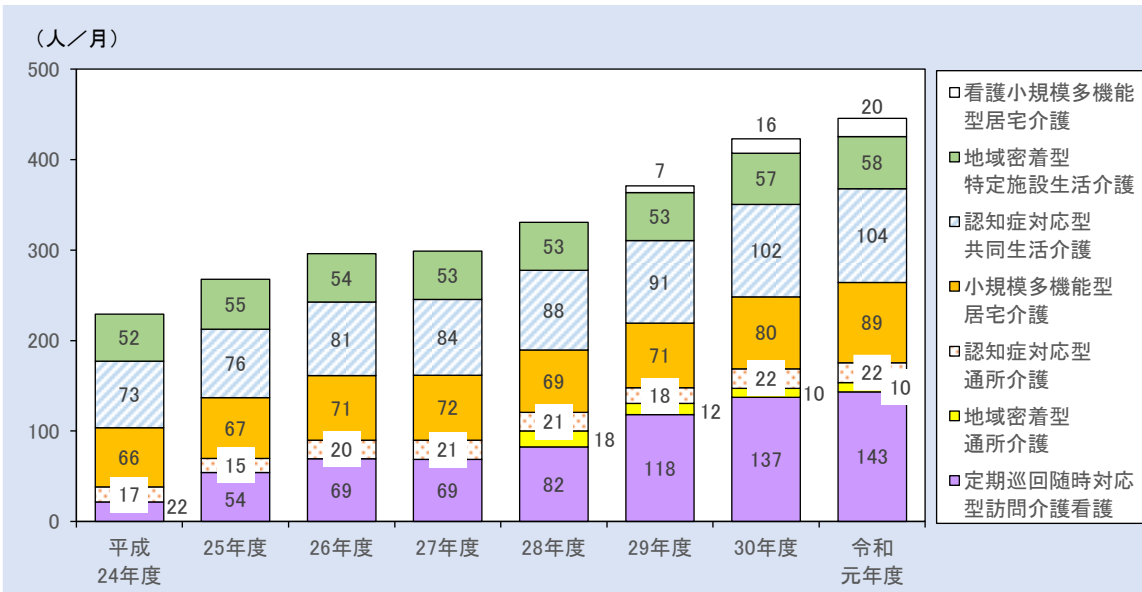
■高齢者数・要介護（要支援）認定者数の推移・推計



5 介護サービスの利用実績

- 和光市では、高齢者の在宅生活を支えるため、全国に先駆けて新しい地域密着型サービスの基盤整備を進めてきました。
- 特に、全国的にはサービス提供が進まないと言われる定期巡回随時対応型訪問介護看護については、市内に6事業所が整備され、サービス利用も着実に広がってきています。
- 第8期計画においても、こうしたきめ細かな介護サービスを充実させることによって、高齢者の在宅生活を支えていきます。

■地域密着型サービスの利用（受給）者数の推移



6 介護保険料

■被保険者分布と保険料額

<被保険者の所得段階分布>

| | 被保険者数 | 構成比 |
|-------|---------|--------|
| 第1段階 | 2,457人 | 16.0% |
| 第2段階 | 948人 | 6.2% |
| 第3段階 | 1,044人 | 6.8% |
| 第4段階 | 2,016人 | 13.1% |
| 第5段階 | 1,765人 | 11.5% |
| 第6段階 | 1,840人 | 12.0% |
| 第7段階 | 2,344人 | 15.3% |
| 第8段階 | 1,311人 | 8.5% |
| 第9段階 | 836人 | 5.4% |
| 第10段階 | 344人 | 2.2% |
| 第11段階 | 89人 | 0.6% |
| 第12段階 | 134人 | 0.9% |
| 第13段階 | 222人 | 1.5% |
| 計 | 15,350人 | 100.0% |

<所得段階別保険料月額>

| 所得段階 | 保険料率 | 保険料 |
|-----------|------|---------|
| 第1段階(軽減後) | 0.30 | 1,636円 |
| 第2段階(軽減後) | 0.50 | 2,728円 |
| 第3段階(軽減後) | 0.70 | 3,818円 |
| 第4段階 | 0.90 | 4,910円 |
| 第5段階 | 1.00 | 5,455円 |
| 第6段階 | 1.25 | 6,818円 |
| 第7段階 | 1.40 | 7,637円 |
| 第8段階 | 1.65 | 9,000円 |
| 第9段階 | 1.90 | 10,364円 |
| 第10段階 | 2.15 | 11,728円 |
| 第11段階 | 2.40 | 13,092円 |
| 第12段階 | 2.70 | 14,728円 |
| 第13段階 | 3.00 | 16,365円 |

7 市町村特別給付

■高齢者配食サービス費助成事業（対象者：要支援高齢者・要介護高齢者）

【内 容】市の基準により指定された配食事業者等により栄養改善をセットで提供します。年間365日にわたり、昼食、夕食の提供が可能です。普通食・きざみ食・カロリー食の提供、安否確認、管理栄養士による指導と調理等の自立支援を行います。配食サービスは1食あたり1,000円を限度とし、自己負担は一律4割です。

■高齢者紙おむつ等購入費助成（対象者：要支援高齢者・要介護高齢者）

【内 容】市の基準により指定された紙おむつ事業者により提供します。アセスメントにより、フラット型・パッド・パンツ型を組み合わせて、デリバリー体制で提供します。また、消臭スプレーやからだ拭き等を居宅介護用品として、紙おむつと一緒に配送します。

- 紙おむつ：1か月の利用限度額10,000円（内、1～3割自己負担）
- 居宅介護用品：1か月の利用限度額3,000円（内、1～3割自己負担）

■高齢者地域送迎サービス費助成（対象者：要支援高齢者・要介護高齢者）

【内 容】市の基準により指定された送迎サービス事業者により提供します。原則、要介護2以上を対象とし、病院及び介護保険施設への入院入所並びに通院通所等の送迎を目的としています。1か月の利用限度額は45,000円で、自己負担は1～3割です。

- 1時間まで6,000円、以降10分毎に900円追加（待機30分毎に2,000円）

8 地域支援事業

■介護予防・日常生活支援総合事業

- 【運動】まちかど健康広場、まちかど健康空間、まちかどピテクス和光、まちかど元気あっぷ、ふれっしゅらいふ、ゆめあいトレーニング、歩楽里トレーニング
- 【栄養】喫茶サロン、食の自立・栄養改善、エンジョイクッキング
- 【閉じこもり】うえるかむ事業、ふれっしゅらいふ、健康うんどうふれっしゅらいふ、あくていびていあっぷ、エンジョイクッキング、ゆめあいトレーニング
- 【複合】健康うんどうふれっしゅらいふ、脳活倶楽部、あくていびていあっぷ、元気回復教室、ヘルシーフット、喫茶サロン、食の自立・栄養改善、うえるかむ事業、いつまでも元気塾、3B体操

■包括的支援事業

- 権利擁護業務
- 成年後見制度利用支援事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 包括ケアプラン（困難支援）
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 生活支援サービスの体制整備

■任意事業

- 見守りネットワーク
- 緊急通報システム

9 保健福祉事業

■健康増進浴場施設利用補助

【対象者】 被保険者、介護者

【内 容】 被保険者の介護予防（閉じこもり予防）に主眼を置き、保険料の納付に対する還元、要介護認定者の介護にあたっている家族介護者のリフレッシュを目的として、健康増進浴場施設の利用を補助します。

■日常生活圏域ニーズ調査

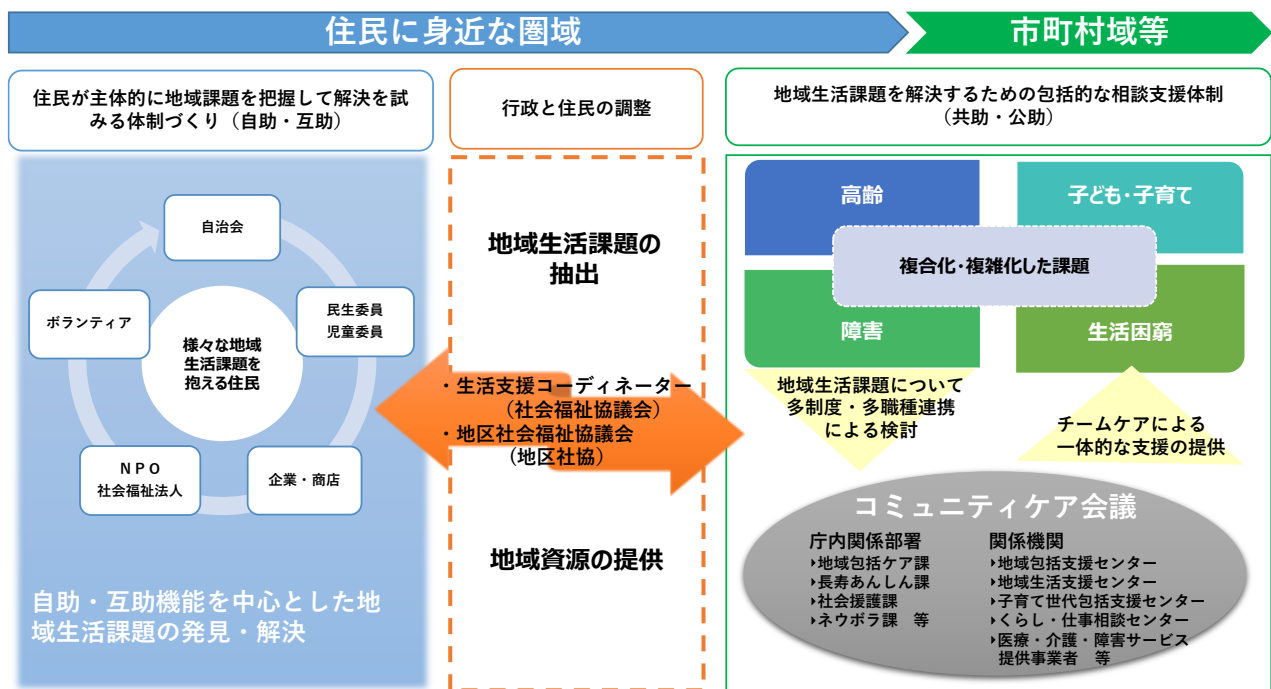
主に要介護認定者以外の高齢者を対象にして、日常生活圏域ニーズ調査を実施します。個人の生活機能レベルを評価し、改善のためのアドバイス表を作成することにより、高齢者の生活機能低下予防対策を奨励します。また、調査結果の統計分析によって、高齢者の生活機能レベルを日常生活圏域ごとに把握することが可能となります。



10 長寿あんしんプランのシステム構想

【地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進】

- 和光市では、支援を必要とする高齢者の方に介護・医療・生活支援・住居等を含めた様々な支援を切れ目なく提供するため、サービス提供基盤の整備やコミュニティケア会議を基盤とした包括的・継続的ケアマネジメントの推進など、地域包括ケアシステムの構築に積極的に取り組んできました。
- 令和2年に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、「地域を基盤とする包括的支援体制の構築」や「地域課題の解決力の強化」が掲げられ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地区社会福祉協議会、自治会などの地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。
- これまで高齢分野で構築してきた、住民が主体となって地域課題を把握・解決を試みる体制づくりや生活支援コーディネーターや地区社会福祉協議会による行政と住民の調整、地域生活課題を解決するための包括的な相談支援体制といった地域包括ケアシステムを、子ども・子育て、障害、生活困窮の分野へと拡大し、地域共生社会の実現を目指します。



長寿あんしんプラン
システム構想

- 1 地域包括支援センターの事業運営方針
- 2 統合型地域包括支援センターの設置・運営
- 3 地域互助力の強化推進
- 4 認知症施策の推進（右ページ⇒）
- 5 埼玉県ケアラー支援計画と連携したケアラー支援（右ページ⇒）
- 6 介護人材確保への取組み（右ページ⇒）
- 7 医療・介護連携の推進（右ページ⇒）
- 8 公民連携を活かした高齢者の社会的活動機会の創出
- 9 研究機関等との連携による新たな介護・疾病予防
- 10 施設の災害及び感染症対策
- 11 保健事業と介護予防の一体的実施
- 12 住まい確保の取組み

〈 認知症施策の推進 〉

今後、認知症高齢者がますます増加する見込みであることを考えると、状態の変化に応じて切れ目なく保健医療や福祉サービスを提供することが課題となります。

和光市では、国が令和元年6月認知症施策推進関係閣僚会議で決定した「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を踏まえ、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、若年性認知症対策も含め、以下のような地域レベルの取組みを進めていきます。

- 認知症地域支援推進会議の設置
- 認知症ガイドブック(認知症ケアパス)の作成と普及
- 認知症初期集中支援チームの充実
- 認知症サポーター養成講座
ステップアップ講座の取組み
- 本人ミーティングの実施・認知症カフェの取組み
- 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

〈 埼玉県ケアラー支援支援計画と連携したケアラー支援 〉

埼玉県では、全国に先駆け令和2年3月に「ケアラー支援条例」が施行されました。

介護者のうち7割が何らかの悩みを抱え、介護離職に至っては、全国で年間10万人を超えています。介護や看護などをする、いわゆるケアラーが、自分を見失うことなく、また、社会から孤立することがないように、誰もが安心して介護や看護ができる社会の実現に向け、以下のことに取り組んでいきます。

- 孤立防止に向けた相談体制の整備
- 総合的なケアラー支援
- ケアラーに対する普及啓発

〈 介護人材確保への取組み 〉

急速な高齢化に伴う介護サービスの需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護サービスの担い手となる人材確保は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

このため、人材の確保・定着及び介護職のイメージアップに向け、以下のことを行っていきます。

- 介護人材の確保
- 働きやすい職場環境の整備
- 介護職のイメージアップ

〈 医療・介護連携の推進 〉

最期まで住み慣れた地域で自分らしく過ごすためには、適切な医療と介護サービスの連携体制が不可欠です。

和光市では、今まで、コミュニティケア会議による医療・介護連携や、地域の基幹病院である独立行政法人国立病院機構埼玉病院との医療・介護連携協定によるICTシステムの活用、医療・介護連携拠点「地域包括ケア支援室」(朝霞地区医師会に業務委託)を設置するなどして、医療・介護の連携体制を構築してきました。

今後は以下の取組みを行い、医療・介護の連携を強化していきます。

- 地域の医療・介護資源の把握と
医療・介護連携ガイドブックの作成
- 在宅医療・介護連携推進会議の設置
- 在宅医療・介護連携に関する相談
支援と入退院ルールの活用普及
- 在宅医療・介護関係者への研修
- 地域住民の普及啓発
- ICTの活用



11 サービス基盤整備の充実(ランドデザイン)

- ①介護予防小規模多機能型居宅介護
(新倉高齢者福祉センター)
- ②ケアハウス(地域密着型特定施設)
- ③小規模多機能型居宅介護・グループホーム
- ④グループホーム・認知症デイサービス
- ⑤サービス付高齢者住宅等
(在宅療養支援診療所、薬局、巡回サービス)
- ⑥看護小規模多機能型居宅介護・グループホーム
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設(巡回サービス)
- ⑧介護予防拠点
- ⑨グループホーム
- ⑩サービス付高齢者住宅・地域密着型特定施設
- ⑪グループホーム
- ⑫本町小学校ふれあいプラザ(介護予防・地域交流拠点)
- ⑬グループホーム
- ⑭定期巡回・随時対応型訪問介護看護(西大和団地)
- ⑮まちかど健康相談室
- ⑯まちかど健康広場・通所型サービス
- ⑰認知症疾患医療センター
- ⑱定期巡回・随時対応型(CIハイツ周辺)
- ⑲まちかど健康空間
- ⑳グループホーム(小規模多機能型居宅介護)

⑦地域密着型介護老人福祉施設
(巡回サービス)



北地域
包括支援センター
新倉2-5-1

中央地域
包括支援センター
本町15-35 2階

北第二地域
包括支援センター
下新倉5-10-70

中央第二地域
包括支援センター
丸山台2-20-15

南地域
包括支援センター
南1-23-1
(総合福祉会館内)

⑳グループホーム
(小規模多機能型居宅介護)

- ㉑小規模多機能型居宅介護・グループホーム
- ㉒南公民館(介護予防・地域交流拠点)
- ㉓グループホーム・認知症デイサービス
- ㉔通所型サービスA・C
- ㉕サービス付高齢者住宅(巡回サービス)
- ㉖定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ㉗まちかどピテクス和光
- ㉘まちかど元気あつぷ